官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（農林水産一五七一）　一
○道路に関する件（四国地方整備局五五）　八
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　二
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　三
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　三
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　三
北海道開発局公示（北海道開発局）
産　業
日本産業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省、国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一六
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第四項の規定による道路の指定、首都高速道路株式会社工事一部完了、企業年金基金解散・清算人就任、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出、水産業協同組合法第六十八条の二第一項の届出関係　四一
会社その他
会社決算公告　四六

## その他告示

**○農林水産省告示第千五百七十一号**

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和